



町報

発行所 宮崎県門川町 門川町役場 電話140番

印刷所 宮崎県門川町 工藤藤 電話143

第三回定例

議 会 報 告

昭和四十四年度門川町議会

第二回定例会が去る六月十八日招集され、会期を二十一日までの四日間と決定した。町長提出議案等十六件について審議が行われ、いづれも原案どおり可決された。以下その概要について御報告いたします。

第一日(六月十八日) 議案第三十二号 門川町林業構造改善事業分担金徴収条例について ※この条例は昭和四十四年度門川町が林業構造改善事業を実施するに当り、入会林野整備事業並びに林道開設事業を町が事業主体となつて施行いたしますが、当初の昭和四十二年に基本計画を策定する時点では、この改善事業にかかる関係地域の森林の所有者等が受益者負担金として、事業費の一部を負担することは当然であり、受益者もまた負担することを条件として事業の決定がされてきたのであります。

したがつてこの事業の遂行をするにあつては、才入に欠陥を生ずることのないものと考へ、昭和四十三年度は寄附金として予算計上すると共に寄附金の採納も行はれたのであります。昭和四十四年度も前年度同様寄附金と決定し、予算計上し、議会の議決を得たものであります。

※今回の補正は、先づ才入においては、前年度繰越金八万六千と家畜損害防止機具購入、具補助金二万六千が主なもの、才出においては、昭和四十一年産および昭和四十三年産の共済引受けに対する支払対象者一三二名の無事もどし金として交付するに必要額を追加し、最近においては、酪農を中心とする多頭飼育化が推進されており、その過程において飼育管理技術がこれに適合せず疾病傷害死傷事故が多発しております。

このような現状にかんがみ、農家の強い要望もあつて早期治療による事故の防止対策として胃内異物検査と、同除去器具等損害防止機材の購入に伴う十一万二千円の補正を行ったのであります。

議案第三十五号 昭和四十四年度門川町都市計画内須土地整理事業特別会計補正予算(第一号)について ※今回の補正予算は、このほど中尾通線街路事業について国の予算配分が決定して参りましたので、関係予算にかかる部分について、公共管理者負担金五十二万二千円が才入において減額されたので、才出において埋立工事費等同額の減額補正を行ったのであります。

議案第三十六号 門川町土地取得特別会計条例について ※この土地取得特別会計条例は、最近の急激な社会経済の変化に対応し、かつ地域住民の要望を充たすためには各種建設事業による社会資本の充実と、住民福祉向上のための諸施策を推進して行かなければならないのであります。

議案第三十七号 門川町土地取得特別会計条例について ※この土地取得特別会計条例は、最近の急激な社会経済の変化に対応し、かつ地域住民の要望を充たすためには各種建設事業による社会資本の充実と、住民福祉向上のための諸施策を推進して行かなければならないのであります。

議案第三十八号 昭和四十四年度門川町土地取得特別会計予算について ※議案第三十六号及び、第三十七号で申し上げましたように、土地の価格が急速に上昇の傾向を辿つていゝる今日、公共用地をなすべく早い機械に取得するため本予算が提案されたのであります。

議案第三十九号 門川町教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について 議案第四十号 門川町教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第四十一号 門川町議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について 議案第四十二号 門川町の非常勤の特別職の職員に就く者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第四十三号 門川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について ※議案第三十九号から第四十三号まで一括上掲、提案理由説明が行はれました。門川町においては昭和四十二年に改定が行はれて現在に至つておりますが、今日の地方行政は複雑多岐にわたつたり、かつ一般職の職員の給与の上昇、他の隣接市町村及び類似町村の特別職の職員の給与並びに報酬等との均衡等諸般の事情を総合的に勘案するとき、実情に即しないものが生じて参つていたものであります。

議案第四十四号 昭和四十四年度門川町一般会計補正予算(第一号)について ※今回の補正は当初予算編成後において、国及び県の補助事業等の事業費の決定に伴う補正等、特別職の給与等の改正及び土地開発基金設置に伴う補正が主なものであります。

議案第四十五号 昭和四十四年度門川町一般会計補正予算(第一号)について ※今回の補正は当初予算編成後において、国及び県の補助事業等の事業費の決定に伴う補正等、特別職の給与等の改正及び土地開発基金設置に伴う補正が主なものであります。

議案第四十六号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第四十七号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第四十八号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第四十九号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十一号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十二号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十三号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十四号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十五号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十六号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十七号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十八号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十九号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第六十号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第六十一号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第六十二号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第六十三号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第六十四号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

とおりです。一般選挙による委員の任期が来る七月十九日をもつて満了するので、議会が推せんして選任された委員の任期も満了することになり、議会において、次期委員としての学識経験者を推せん議決しておく必要があるとの議長発議をもつて提案されたのであります。その結果次の三名の方が推せん議決されました。

高橋 勝義 水 永 秋 満 日 高 又 市

議案第四十四号 昭和四十四年度門川町一般会計補正予算(第一号)について ※今回の補正は当初予算編成後において、国及び県の補助事業等の事業費の決定に伴う補正等、特別職の給与等の改正及び土地開発基金設置に伴う補正が主なものであります。

議案第四十五号 昭和四十四年度門川町一般会計補正予算(第一号)について ※今回の補正は当初予算編成後において、国及び県の補助事業等の事業費の決定に伴う補正等、特別職の給与等の改正及び土地開発基金設置に伴う補正が主なものであります。

議案第四十六号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第四十七号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第四十八号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第四十九号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十一号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十二号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十三号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

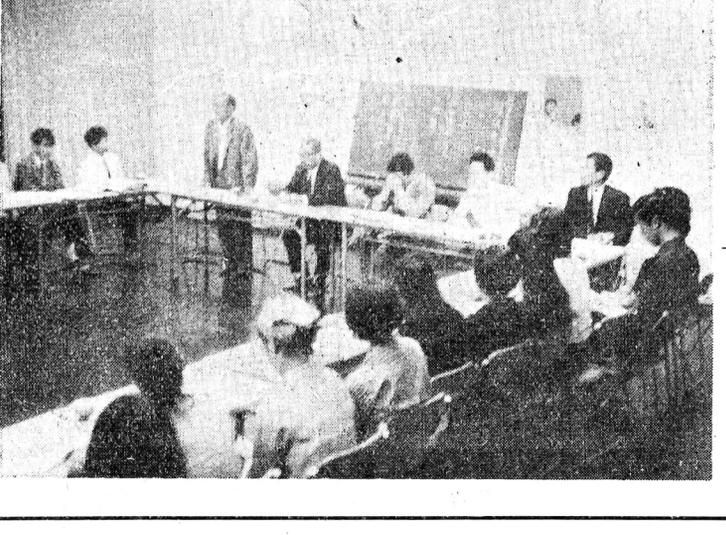
議案第五十四号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

議案第五十五号 門川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ※この専決議案は、地方税法の一部改正と、課税事務の緊急性等の理由によつて議会を招集する暇がなく町長において国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決が行はれておりましたので報告しております。

青年の声を聞く

町長、教育長を囲む 懇談会開く

青年のなまの声を聞いてほしいと、去る六月十一日午後八時より中央公民館において、青年団と教育委員会共催のもとに、青年団員として懇談会が開催されました。青年団側から長谷川義明青協長外三十余名が出席し、青年活動問題、農業後継者問題等日頃青年が思つて居ることを、考へていることが三時間間にわたり熱心に懇談されました。むすびとして町長、教育長より現在の急激な変動の中で、時



救急業務を協定

近時自動車の増加に伴い交通事故も急激に増加して参りました。之等交通事故による救急業務は従来任意的に最寄りの市町村に救急車の派遣依頼を参つたものであります。今後救急車のない町村で交通事故が起きない場合救急車も参らぬ場合があるため、隣接市町村の救急車が協定に駆けるという「救急業務協定」の覚書の調印が去る六月十日各々宮崎、延岡、都城、日向、日南、小林、高千穂の六市一町で関係市

行政相談のすすめ

この方はいらっしゃいませんか？
役所の仕事で
※ 役所へ相談していただくには、事前に役所へ電話していただくことが必要です。
※ 役所へ相談していただくには、事前に役所へ電話していただくことが必要です。
※ 役所へ相談していただくには、事前に役所へ電話していただくことが必要です。
※ 役所へ相談していただくには、事前に役所へ電話していただくことが必要です。

第十九回 社会を明るくする運動

一、趣旨と目標
わが国のめざましい経済成長と交通機関やマスコミの急速な発展は全国的な都市化現象をまねき、わが国のよき伝統とみられていた社会的連帯を崩壊させている。
これら社会的ヒズミの中で在学または勤労青少年の非行が増し、いわゆる中流家庭の青少年の非行化が顕著となつています。
この運動は、県民のすべ

昭和44年 7月行事予定表



日	曜	行	事
1	火	海水浴場開き(10.00～)	社会を明るくする運動推進月間国民安全の日 牛牛生産検査
2	水	消防団幹部会(10.00～)	選挙管理委員会(9.00) 農委選挙立候補予定者説明会(13.00)
3	木	栄養学級(中央公民館)	中央青年学級運営委員会(夜)
4	金	全国和牛共進会予選(9.00古川市場)	
5	土	北町議会総務委員庁舎等視察	
7	月	農業近代化推進協議会(9.00)	
8	火	中央青年学級 農委選挙告示 豚コレラ予防注射(9.00～17.00)	
13	日	選挙管理委員会(9.00)	
15	火	農業委員会選挙投票日 仔牛町品評会(9.00)	
20	日	公職選挙法一部改正に伴う抹消者告示	
21	月	町SAP夏期大会(中央公民館)	和牛登録検査(9.00)
22	火	豚コレラ予防注射(9.00)	
23	水	例月出納検査(9.00～16.00) 法務局延岡支局管内戸籍住民登録事務協議会(門川24日まで)	
24	木	子ども会リーダー研修会(土々呂中26日まで)	
28	月	県巡回交通相談実施(10.00日向市役所)	
31	木	町外共有固定資産第2期納期限	

6才未満児ツベルクリン反応及びBCG接種日定表

保育園、幼稚園等につきましては各々実施しておりますが、入園されていない方を対象に次の日程により実施いたしますので、御協力下さいませようお知らせします。

月日	曜	場	所	時	間	注
7月14日	月	松瀬	公民館	9.30～10.00		ツ反応注
		三ヶ瀬	"	11.00～12.00		"
		上井野	"	13.30～14.30		"
		大内原	"	15.30～16.00		"
15	火	丸口バス停留所		9.30～10.00		"
		城ヤ敷公民館		10.30～12.00		"
		千田ノ木	"	13.30～14.30		"
		古川	"	15.00～16.00		"
16	水	松瀬	"	9.30～10.00		ツ反判定 BCG
		三ヶ瀬	"	11.00～12.00		"
		上井野	"	13.30～14.30		"
		大内原	"	15.30～16.00		"
17	木	丸口バス停留所		9.30～10.00		"
		城ヤ敷公民館		10.30～12.00		"
		千田ノ木	"	13.30～14.30		"
		古川	"	15.00～16.00		"
19	土	庵川西	"	9.30～10.00		ツ反応注
		庵川東	"	10.20～11.00		"
21	月	庵川西	"	9.30～10.00		ツ反判定 BCG
		庵川東	"	10.20～11.00		"

軽自動車等の登録と 廃車は確実にしましょう

町内の軽自動車等所有者の方及び新しく購入される方は、次のことに気をつけて下さい。
(1) 軽三輪、軽四輪、小型二輪(二五〇cc以上)を廃車する人で、すでに軽自動車税を納入されている人は、約三十日後に役場へ連絡をさし、廃車をさす。
(2) 個人等間で売買、譲渡が行われる時は確実に名義変更の手続きを済まして下さい。税金は名義変更のなにかぎり最初の所有者に課税されます。
税務課軽自動車係

れた方へ通知をすることになります。
尚自動車会社等より下取りをしようとする場合も同様です。
(2) 個人等間で売買、譲渡が行われる時は確実に名義変更の手続きを済まして下さい。税金は名義変更のなにかぎり最初の所有者に課税されます。
税務課軽自動車係

中小企業設備 近代化資金と中小企業設備 貸与制度について!!

★設備近代化資金とは？
(1) 設備の近代化、合理化をしようという意欲ある人に
(2) 無利息で
(3) 五年間
(4) 償還は一年据置後四年の均等年賦償還
(5) 金額は十万円から五〇〇万円まで
(6) 貸付対象設備の半分以上が製造業の中核から
★このように人が対象です
主として製造業の中核から毎年国が指定した業種(町又は商工会にある)に該当するもの。
最低一年以上の実績があること。
帳簿がキチンと整備されていること。
★申請手続
受付 七月一日から三十一日まで

地籍調査について

お知らせ

この調査については、昭和四十一年度より実施し皆さんは既に御承知のことと思えますが、本年度新たに対象となる地区の方向の一応調査の概要と調査方法及び調査地区についてお知らせいたします。
地籍調査とは、現在役場や登記所に保管されております土地台帳や字図を全面的に実測面積、現況地目「但し農地の場合は昭和二十七年(農地法一部改正)以前に転用済のもの以外は農地法第四条の許可を要する」実測図に替るる調査でこの調査に皆さんの所有している田、畑、宅地、山林、原野等総べての土地を一筆毎に調査測量するもので、皆さんからその筆界に

県営住宅入居者募集

所在地 門川町大字門川尾末字室ヶ屋敷二二四
種別 二種簡平戸
戸数 七戸
家賃 四〇〇〇円
構造別 ブロック造り平家規模 六帖、四、五帖、台所、風呂
受付期間 七月一日～七月十日
申込資格
一、現に同居し又は同居しようとする親族があり同居の際同時に同居できるもの
二、公営住宅法でいう収入月額二四、〇〇〇円以下であるもの
三、現に住宅に困窮しているもの
四、県内に勤務場所を有し又は有しようとするもの
申込手続の提出書類
一、収入証明書、源泉徴収票又は所得証明書
二、婚姻中の者は婚約を証する書類
三、立退要求を受けている者は立退要求を証する書類
四、右の書類を添えて県営住宅申込書により申込して下さい
選考の方法
入居申込者多数で住宅困窮状況の順位が定め難い場合は公開抽せんにより入居者を決定します。
その他詳細は
TEL日向四一七一日向土木事務所
TEL日向四一七一日向土木事務所
TEL一四〇
へ問合せ下さい。

海開き 島開き



きれいな海水浴場として親しまれている門川海水浴場の海開きと、乙島の島開きが、町長をはじめ、関係名団体の代表参席のもとに七月一日開催されました。
今年には特に
無事故で
健康的な
明るく楽しい
をモットーに運営することにしました。
今年には出店の業者も組合を作り、無料休憩所の提供諸行事の開催によつて浴客に十分喜んでもらえるようサービスしようという張り切っています。
又、乙島丸は今年又新船を建造して渡船客に満足して頂くよう意気込んでいます。
親子会や職場グループのレクリエーションに、健康な門川の花と島を思う存分使いまししょう。
(門川町商工会)

天気のことわざ

宮崎地方気象台
天気のことわざは全国各地にいろいろ残っており、外国にも多いのである。これはその地方の人々の長い間の経験から生れたものであつた。気象学がはるか昔から、十分に説明の出来るものが少くない。しかし科学的に説明の出来ない有害で無益な、全く迷信的なものも沢山残っている。注意する必要がある。気象台の発表による予報は広い範囲のものである。目に見えない範囲の局地の予報には、天気のことわざを併用すれば有効である。地元での協力を得て日豊海岸付近に伝つていく天気のことわざを調べてみるので、その中からおもなものをひろつてみよう。
○いなかのばあさんと、まじ(南)の風は手ぶらじやん(来ない) (北浦村 延岡、延岡市島の浦町)
○春から夏にかけてのまじの風は晴の晴が多い (日向市細島)
○桜まじ(三月ごろ吹く南東風がふくと天気がい) (日向市細島)
○きたごちや(北東の風は) 雨じやよ、沖やしけじや (延岡、延岡市島の浦町 北浦村)
○秋の夕焼けかまをとげ、夏の夕焼け船つなげ (延岡市島浦町、北浦村)
○夏の夕焼けかまをとげ、えよ(六月)九月ごろ (北浦村)
○彼岸の前後、子は船に乗るな (日向市細島)
○六月土用風がながい (日向市細島)
○猫が顔を洗うと雨が降る (延岡市島の浦町)
○寒やまじ(やませ)は犬の寝床だけ、雲が動く間に来る (北浦村)
○朝にじは川渡りするな、(雨になさ) (延岡市島浦町)
○朝日にじはその日の雨夕日にじは明日の雨 (北浦)
○西の風と夫婦げんかは夕なぎがばら (延岡北浦村)
○朝にばらばらと女の腕まくりにや恐れるな (延岡)
○明るくなつて降る雨とあやみそであつてやまぬ (延岡)
○老人のグチと屋からの雨はいつまでもやまず (延岡)